

台風時のごみ収集について

6月から10月にかけて台風シーズンとなります。台風時のごみ収集について、次のようになりますので協力お願いします。

① 収集日の午前8時時点で暴風警報が発令されていない場合

↓ごみ収集を行います。

② 収集日の午前8時までに暴風警報が発令されている場合

↓ごみ収集は行われません。

次の収集日に出してください。ただし、正午までに暴風警報が解除された場合は、解除1時間後に収集を行います。

③ 収集日の午前8時〜正午までに暴風警報が解除されない場合

↓ごみ収集は行われません。

次の収集日に出してください。台風時のごみ出しは大変危険です。警報が出された場合は無理をしないで、極力次の収集日に出されるよう、ご理解とご協力をお願いします。



「環境美化の日」及び「環境月間」一斉清掃について

市では、6月の第2日曜日(6月12日)

を「環境美化の日」として定め、6月1ヶ月間を「環境月間」として、各自治会、市民、各種団体、事業者等へ一斉清掃を呼び掛けています。

市民の方が、一斉清掃に参加される場合は所属する自治会、組織等へお問い合わせください。また、各団体の代表者は、ボランティア袋やごみ搬入許可証等を環境課へ申請してください。



環境月間・パネル展

6月は「環境月間」です。地球温暖化問題、ごみ問題、資源リサイクルなど環境に関する資料などの展示を行います。

【とき】6月9日(木)〜15日(水)

※最終日は午後3時まで

【ところ】うるま市1階展示コーナー

家庭用ごみ処理機購入助成金について

家庭から出る生ごみの量を減らし、自己処理を促すため「生ごみ処理機(電気式)」の助成を行っております。市内在住(一年以上)の方ならどなたでも交付を受けることができます。助成金の額は、処理機1基当たりの購入額の2分の1を助成(最大3万円)。一世帯につき1基とします。購入前に環境課で手続きを行ってください。

【ところ】市役所本庁舎

地下1階環境課窓口

【対象】うるま市に住所を有し、1年以上居住していて市税等で滞納のない方(以前助成金の交付を受けて5年を経過していない方は申請できません)

【申請時に必要なもの】

- ① 住民票謄本
- ② 完納証明書(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)
- ③ 助成金交付申請書(窓口にて)
- ④ 印鑑(認め印可)

生ごみ処理機による減量化の過程



ハブにご注意

沖縄県には22種類のヘビがいますが、毒ヘビは8種類で、その中で危険なのはハブ、ヒメハブ、サキシマハブ、タイワンハブの4種類です。ハブ対策として次のことに気をつけて、ハブによる被害を防ぎましょう。

ハブ対策の方法は、

- ① 隠れ場所をなくす。
- ② 侵入を防ぐ。
- ③ ハブを見つけたら、警察に連絡する。
- ④ 畑や山では咬まれ

もし、ハブにかまれたら、

- ① ハブにかまれたら、大声で助けを呼び、車で病院に運んでもらいます。(あわて走ると毒の回りが早くなります。)
- ② 傷口から血と一緒に毒を吸い出します。(専用の吸引器がない場合は口で吸い出します。虫歯や口内にキズがあっても軽い炎症を起こすこともあります。胃の中で消化分解されるので害はありません。)
- ③ 病院まで時間がかかる場合は、指が1本通る程度にゆるく縛ります。(傷口から心臓に近い部分をゆるく縛ります。強く縛ると血の流れが止まり、逆効果になることもあります。また、必ず15分に1回はゆるめましょう。)

ハブに関する連絡先

- 【ハブを見つけたら】110番
- 【ハブにかまれたら】119番

